

## 規制の事前評価（要旨）

法律又は政令の名称		個人情報の保護に関する法律
規制の名称		学術研究機関等に対する個人情報の取扱いに係る規律の適用
規制の区分		拡充
担当部局		個人情報保護委員会事務局
評価実施時期		令和3年2月3日
規制の目的、内容及び必要性		<p>○ 現在、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取扱う場合、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）上の各種の義務（情報の利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、不適正な取得・利用の禁止、取得に際しての利用目的の通知、データ内容の正確性の確保等、個人情報の安全管理措置、従業者等に対する監督、漏えい時等の個人情報保護委員会等への通知、第三者へ個人情報を提供する場合の取扱い、保有個人データの開示等）について、一律に適用を除外することとしている（個情法第76条）</p> <p>○ このように、現行法が、学術研究機関等が学術研究目的で取扱う場合を一律に各種義務の適用除外としている結果、我が国の学術研究機関等にE U圏から移転される個人データについてはGDPR十分性認定※の効力が及ばないこととなっている。</p> <p>※一般データ保護規則。E U域内の個人データ保護を規定する法であり、E U域内の事業者だけでなくE U域外の事業者にも適用される。E U域内の個人データについて、欧州委員会が、データ移転先の国が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定（十分性認定）した場合は、本人の同意取得や個別の標準契約条項を締結することなく、E U域外へ移転することが認められている。</p> <p>○ 制度の見直しを行わない場合、我が国の学術研究機関等にE U圏から移転される個人データについてGDPR十分性認定※の効力が及ばない状況が継続するものと予測される。</p>
直接的な費用		費用の要素
	(遵守費用)	<p>○ 現状、学術研究機関等に対しては個人情報保護法の規律が適用されないものの、所管省庁が策定するガイドラインや独自の個人情報の取扱いに係る指針を順守していると考えられるなど、基本的な個人情報の取扱いに係る義務（情報の利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、不適正な取得・利用の禁止、取得に際しての利用目的の通知、データ内容の正確性の確保等、個人情報の安全管理措置、従業者等に対する監督、漏えい時等の個人情報保護委員会等への通知、第三者へ個人情報を提供する場合の取扱い等）に関して、今回の制度見直しに伴い、新規の設備投資費用や担当者の雇用による人件費等の増加が生じるものとは考えられず、追加の順守費用が発生することは想定されない。</p> <p>○ 他方、保有個人データの開示等については、学術研究機関等にとって新たに対応が求められるものであるが、推計（評価書2③参照）を踏まえれば、新規の設備投資費用や担当者の雇用による人件費等の増加が生じるものとは考えられず、追加の順守費用が発生することは想定されない。</p>
	(行政費用)	<p>○ 学術研究機関等が個人情報保護委員会による監督の対象に加わることに伴い、個人情報保護委員会における監督体制の拡充が必要となることが想定されるが、従来から行っている民間の事業者に対する監督の一環として対応を行うこととなるため、新たな行政費用は発生しない。</p> <p>○ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果		便益の要素
	(便益)	○ 個人情報保護に係るルールの法定化及び個人による開示請求等が新たに認められることに伴い、個人の権利利益の一層の保護が図られる。
副次的な影響及び波及的な影響		<p>（経済への副次的及び波及的な影響）</p> <p>○ 本改正を踏まえ、国際交渉の結果として、将来的に学術研究機関等に対してGDPR十分性認定の効力が及ぶこととなった場合には、地域の枠を超えたデータ利活用が活発化すると考えられる。</p> <p>（競争への副次的及び波及的な影響）</p> <p>○ 新たに学術研究機関に課されることとなる個人情報の取扱いに係る規律は、一定の個人データを取扱う民間主体には一律に課されるものであり、競争評価チェックリストの結果によっても、競争への副次的及び波及的な影響は限定的であると考えられる。</p>
費用と効果（便益）の関係		○ 本改正に伴い、個人の権利利益の一層の保護が図られるほか、我が国の学術研究機関等にE U圏から移転される個人データについてGDPR十分性認定の効力が及ばないこととなっている原因の解消に向けた着手がなされることとなるなど、その効果は大きい一方、本改正に伴う新たな順守費用及び行政費用は、評価書2③のとおり非常に限定的であり、本改正を行うことは正当化されると考えられる。
評価の活用状況		個人情報保護制度の見直しに関する検討会において有識者から意見聴取を実施。 ( <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/</a> )
事後評価		
	実施時期	法律の附則において、法律の施行後三年ごとの見直し規定が置かれており、当該時期に事後評価を実施する。
	事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等	本改正内容も含め、相談ダイヤルに寄せられる御意見や相談対応の結果等を通じて、今回の改正後の個人の権利利益の保護の状況を把握し、事後評価を実施する。